

医推第3563号
令和3年2月8日

(公社) 岡山県医師会長
(一社) 岡山県病院協会長
(一社) 岡山県歯科医師会長

} 殿

岡山県保健福祉部長

「再生医療等の安全性の確保等に関する法律施行規則及び臨床研究法施行規則の一部を改正する省令の施行について」等について

保健医療行政の推進につきましては、平素から御尽力を賜り厚くお礼申し上げます。
さて、このことについて、令和3年1月28日付けで厚生労働省から下記の通知等がありましたので、貴会員への周知についてご配慮いただきますようお願いいたします。
なお、本通知につきましては、次のホームページに掲載しておりますことを申し添えます。

記

1 通知等

- (1) 再生医療等の安全性の確保等に関する法律施行規則及び臨床研究法施行規則の一部を改正する省令の公布について（令和3年1月28日付け医政発0128第2号厚生労働省医政局長通知）
- (2) 「再生医療等の安全性の確保等に関する法律」、「再生医療等の安全性の確保等に関する法律施行令」及び「再生医療等の安全性の確保等に関する法律施行規則」の取扱いについて」の一部改正について（令和3年1月28日付け医政研発0128第1号厚生労働省医政局研究開発振興課長通知）
- (3) 再生医療等提供計画等の記載要領等の改訂について（令和3年1月28日付け厚生労働省医政局研究開発振興課事務連絡）

2 ホームページ

【岡山県保健福祉部からの医療安全情報等のお知らせ】

<https://www.pref.okayama.jp/site/361/>